

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月 9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第51号

鳥取県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |    |   |  |           |  |   |  |   |    |    |   |  |           |  |   |  |
|--|--|----|---|--|-----------|--|---|--|---|----|----|---|--|-----------|--|---|--|
| <p>(県統計調査の実施)</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>目的</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>外国人住民統計調査</td><td>県内の外国人住民の数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 略</p> <p>3 知事等は、県統計調査を行う場合には、次の各号のいずれかの方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p> <p>(1) 調査票を前項第3号に掲げる者に配布し、及び収集する方法</p> <p>(2) 調査票を前項第3号に掲げる者に郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メール（以下「郵便等」という。）により送付し、又は送信し、及びこれを回収し、又は受信する方法</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。こ</p> | 名称   | 目的 | 略 |  | 外国人住民統計調査 | 県内の外国人住民の数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | 略 |  | <p>(県統計調査の実施)</p> <p>第3条 条例に基づいて知事等が行う県統計調査は、定期に又は継続的に実施するものは次の表のとおりとし、それ以外のものは知事等が告示で定める。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>目的</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>外国人登録統計調査</td><td>県内在住外国人の登録者数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 略</p> <p>3 知事等は、県統計調査を行う場合には、次の各号のいずれかの方法により実施するものとする。この場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p> <p>(1) 調査票を調査対象者（前項第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）に配布し、及び収集する方法</p> <p>(2) 調査票を調査対象者に郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メール（以下「郵便等」という。）により送付し、又は送信し、及びこれを回収し、又は受信する方法</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>4 知事等は、第1項の表に掲げる県統計調査のうち次の各号に掲げるものを行う場合には、それぞれ当該各号に掲げる方法により実施するものとする。こ</p> | 名称 | 目的 | 略 |  | 外国人登録統計調査 | 県内在住外国人の登録者数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。 | 略 |  |
| 名称   | 目的   |    |   |  |           |  |   |  |   |    |    |   |  |           |  |   |  |
| 略  |  |    |   |  |           |  |   |  |   |    |    |   |  |           |  |   |  |
| 外国人住民統計調査  | 県内の外国人住民の数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。   |    |   |  |           |  |   |  |   |    |    |   |  |           |  |   |  |
| 略  |  |    |   |  |           |  |   |  |   |    |    |   |  |           |  |   |  |
| 名称   | 目的   |    |   |  |           |  |   |  |   |    |    |   |  |           |  |   |  |
| 略  |  |    |   |  |           |  |   |  |   |    |    |   |  |           |  |   |  |
| 外国人登録統計調査  | 県内在住外国人の登録者数等の状況を把握し、各種在住外国人施策の立案に係る基礎資料を得ること。 |    |   |  |           |  |   |  |   |    |    |   |  |           |  |   |  |
| 略  |  |    |   |  |           |  |   |  |   |    |    |   |  |           |  |   |  |

|   |   |
|---|---|
| <p>の場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 製造業流通調査、男女共同参画意識調査、<u>外国人住民統計調査及び産業廃棄物実態調査</u> 前項第2号に掲げる方法</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>(調査の対象)</p> <p>第7条 人口移動調査は、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定による住民票の記載又は削除が行われた者</u>について行う。</p> <p>(委託による統計の作成等に係る手続等)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 委託申出者は、前項の申出書を提出するときは、調査実施機関の担当職員に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。</p> <p>(1) 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等で代表者又は管理人の定めがあるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の運転免許証、健康保険の被保険者証<u>又は住民基本台帳法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者の氏名、生年月日及び住所が記載され、本人であることを確認するに足りる書類</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> | <p>の場合において、報告を求めるために必要なときは、質問することにより行う方法を併用するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 製造業流通調査、男女共同参画意識調査、<u>外国人登録統計調査及び産業廃棄物実態調査</u> 前項第2号に掲げる方法</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>5 略</p> <p>(調査の対象)</p> <p>第7条 人口移動調査は、<u>次に掲げる者</u>について行う。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定による住民票の記載又は削除が行われた者</u></p> <p>(2) <u>外国人登録法（昭和27年法律第125号）第3条第1項の規定による登録の申請若しくは第8条第1項の規定による居住地変更の登録の申請又は第12条の規定による登録証明書の返納をした者</u></p> <p>(委託による統計の作成等に係る手続等)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 委託申出者は、前項の申出書を提出するときは、調査実施機関の担当職員に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。</p> <p>(1) 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等で代表者又は管理人の定めがあるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の<u>氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードで申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> |
|---|---|

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。